

厚生常任委員会

平成18年9月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士

○里川宜志子

浅井 正八

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健康推進課長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	阪野 輝男

3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、浅井委員

委員長

おはようございます。委員の皆さんにはご苦労さまでございます。
全委員出席されておりますので、ただ今より、厚生常任委員会を開会
いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり
でございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第47号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条
例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは、議案第47号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正す
る条例についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

健康推進
課長

それでは、末尾の要旨をもってご説明させていただきます。

（ 要旨朗読 ）

健康推進

以上で、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についての

課長 説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。里川委員。

里川委員 前回にも質疑の方はさせていただいておりますけれども、これにつきましては、私たちは医療制度の改正については、とても大変な問題であると、非常に心配をしている、この制度改正なんです。制度改正そのものには反対をしておったわけなんですけど、ただ、総括質疑でも出てましたし、前回の委員会でもお聞きしておりました、再度確認をさせていただきたいと思います。この47号の議案について、現在、斑鳩町での該当するケース、そして現実にこの制度、母子医療費助成制度の中で適用される可能性ですね、そういったものについて、再度委員会の中で確認をさせていただいておきたいと思います。

健康推進課長 現在、母子医療費助成受けておられる世帯は202世帯でございます。あくまでも70歳以上の、今回の条例改正は70歳以上の療養病床入院というのが条件でありますので、子どもさんが18歳になられた時70歳という事は、お母さんが52歳でお子さんを産むというケースですので、ごく稀なケースかと思っております。ただ、両親がおられなくて配偶者のいない、おばあさんにお孫さんが育てられているという場合には、この制度の対象にはなってきますので、そういう場合には今回の条例改正にあてはまるケースも出てこようかと思っておりますが、現在、その世帯は先ほど言いました202世帯のうち1世帯であります。そのうち、おばあさんにつきましてはの年齢も現在は70歳に達しておられませんので、現在今回の改正で影響を受けられる世帯というのはございません。

里川委員 先日、テレビを見てましたらね。両親が急な事故に遭われて、おばあちゃんが一人でお孫さんをみておられるというような中で、ドキュメン

トでちょっと色々やっておられたんですけどね、その時にこの議案が出て、ああ、こういう事なんかなあという風に私もちょっと感じておったところなんです。今後、低所得者層とかそういう困難なケースというものについて、十分注意をしていただいて、いろんな相談にのれるような体制を作っておいていただきたいなど、福祉医療の場合は大変な人が受けられる制度ですのでね。もともとの、私はこの健康保険の制度改正については反対ですが、この47号についてはあえて該当者もないという事ですので、あえて反対はいたしませんけれども、今後斑鳩町としてそういったところも、そういうケースもあるという事の中で十分注意をしていって頂きたいという事をお願いしときたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第47号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第48号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

議案第48号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進

末尾の要旨をもってご説明させていただきます。

課長

(要旨朗読)

健康推進
課長

以上で簡単ですが、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。木田委員。

木田委員

30万円から35万円って、5万円引上げられましたんですねけども、報道によりますと、一部の自治体によっては100万円を支給するような、そういう自治体もあるという事を報道されておりますねけど、それにつきましては、自治体が70万円と言うんですか、30万円の他に70万円を支給してはいいのかどうか、その辺はちょっと分かりませんねけども、色々とそういう格差があるというような状態です。国の法律がこうして変わったから35万円やという事なんですねけども、ただこれだけでは少子化は防がれへんと私はそういう風に思いますねけど、どうしてそれだけの格差のあるような、自治体によって格差があるのかなと、ちょっとその点が疑問に思いますねけど、それについて、そういう情報があるのかどうか、得られているのかどうか、それを聞かせていただきたいと思います。

住民生活
部長

今、木田委員の方から他の自治体でこの改正に伴って100万円を支給するという報道があったという事、ご指摘があるわけでございますけれども、我々として、その報道自体を把握できておらないというのが実態でございます。ただ、この制度につきましては、30万円から35万円にするという事につきましても、それぞれの国保の保険者であります自治体によって、それぞれが決めていくという事となっております。私どもの方も30万円から35万円に引上げていくという、国の考え方によりまして斑鳩町といたしまして30万円から35万円に引上げをさ

せていただく、そういう形で少子化の関係で対策を講じていくという事
でございます。100万円であったという事の実態というのは、申し訳
ないんですけど私どもの方として把握は出来ておらないという事でご
ざいます。

木田委員 100万円になったからと言って、それは少子化を防げるというの
か、少子化の対策になるとは思われへんのですけどね、せやけどやっぱ
り自治体によってそんだけの格差が生じるというんですかな、それがど
うしても私には納得出来ないところがあるんですねけども、この法律の
変わる以前に仮にそこまで、30万円やった時についても多分自治体によ
ってはなんぼか格差のあるような支給の仕方してはったと思います
ねけど、それについての実態というのか、そういう事の把握はしておら
れるんですかな。

健康推進 今回の30万円から35万円のこの件につきましては、各健康保険から
課長 出させてもらう出産育児一時金でありますので、例えば斑鳩町内に住
所を置いておられる方が出産されたとしても、その方が国民健康保険で
ない場合にはこの条例の適用を受けないという事です。社会保険の場合
には社会保険から、今までだったら30万円、これからは、10月以降
は35万円が支給されるという事です。ですから、自治体が仮に独自で
出産に関して100万円なりを出されるという事であれば、健康保険で
定めているような出産育児一時金のような、いわゆる出産費用にあてる
性格というものではなくて、市町村の独自の少子化対策と言いますか、
子どもさんを産んで増やしていただくという独自の施策かと思いま
す。ですから、それらについては詳細、どのようなところでどのような
意味でそういう給付金を出しておられるかという、そういうところは私
どもも掴んでおらないわけですが、本町の独自の施策としまして
は、医療にかかれた際に、その一部負担金、健康保険を使って赤ちゃん
でありますと2割出すわけですが、それについて県の補助を受けなが
ら乳幼児の医療費助成制度を行っておりますが、それをさらに拡

大して所得制限を撤廃してやっておるという事で、出産ではありませんけれども、出産後の医療について、町独自で少子化対策も含めて、乳幼児にかかる施策として行っているというところでございます。

木田委員 多分私の聞き間違いではないと思いますのでね、そういう実例というのか、そういうのがあったら調べていただいて、どこからどのような金の出方というのか、それが成されておるのか、それをまた調べておいてもらいたいなど、それはお願いしておきます。以上でございます。

委員長 里川委員。

里川委員 この出産一時金なんですけれども、若い方たちが正規雇用されないケースも最近多い中では、子どもを産む勇氣が必要になってくるんですが、出来るだけ産んでいただきやすいように、この一時金を出産後ではなく、産んだ時にですね、病院へ支払いする段階で先に前倒しで出していただくという事を前にお願ひして、それは斑鳩町でやっていただいているという風に思っているんですけれども、その利用状況について、どんなものなかなど。そういう風にうまく宣伝も出来てるのか、そしてまたちゃんとそういう事も皆さん分かっていただいて、利用も出来てるのか、というのがちょっと気になっているところですので、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

健康推進課長 委員のご質問の件でありますけれども、18年度、今年度ですけれども、現段階で出産育児一時金の支給件数13件のうち、いわゆる即日で支給させていただく分はありません、ゼロです。それから平成17年度につきましては、24件中ございませんでした。平成16年度につきましては支給全件数37件のうち2件でございました。このような状況です。

里川委員 今の出産件数聞いてまして、その貸付制度、16年度には利用もして

いただけてますけれども、そういう事もしていますよというアピールについては、町としてももっとしていただきたいと思います。それと今聞いてまして、決算審査の時の資料見てても思ったんですけど、16年37件の出産があつて、17年には24件と、ちょっと出産の件数が減ってるんですよ、ちょっと年々ね、18年はまだ途中ですけども。これらについても、心配をされるところなんですけど、先ほど木田委員の方から出産一時金についてのご意見ございましたけれども、私、これもまたテレビなんですけど、ドキュメンタリーは結構見るんですけど、私は一般質問で入札する時の評価型を総合評価型で政策入札というような事を一般質問で言ったんですけど、その勉強を色々してる時にですね、テレビでやってたのは、ある自治体が中小企業とかに援助する、いろんな意味で施策を持ってると。中小企業などにもその助成をする代わりに色々な施策を展開しなさいと。男女共同参画の問題なんかどういう風に頑張るんですかとか、そういう自治体と企業との関係の中で、その企業が子どもさん3人目産まれたらお祝い金を100万円出すという、そこで100万円というのは私も見たんですけど、それは3人目を出産されたら3人目以降、その中小企業にお勤めの女性が5人産んでおられたんですね。3人目以降100万円出す。そういう自治体と企業がやっぱり色々、双方が意識を持ってそういった対策をとっていく、そういう意味でも入札の時の企業へいろんな意識をもってもらって、そういう事を行政として啓発していく、行政も自らこういう対策をとってるんだという事を町民の皆さんにも分かっていただく、こういう循環が非常に大事なかなというのを、それを見てる時にもちょっと思ってたんですけどね、非常にいい事をされて、子どもさんもたくさん産んでいただいて、そういう風にいろんな施策を展開しているという、それは市でしたけれども、あったのはありました。ですから、私たちもそういうものを見ながらいかに、この斑鳩町で若い世代の人たちにたくさん居ていただけるのか。ちょっとずつちょっとずつ減ってる人口を何とか食い止めたいという思いを議会の皆さんも持っているんだと、職員の皆さんもそういう意識をもって、この少子化対策、やっぱり今後も頑張っていっていただきたいなど

いう風をお願いをし、そしてこの議案につきましては、広報なり窓口来られたらいろんな意味で啓発の方きちっとやっていただきたいという事をお願いをしておきたいと思います。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第52号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進
課長

議案第52号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進
課長

補正の内容でございますけれども、平成18年度の老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴います歳入、歳出の減額。前年度繰上充用額の確定に伴います歳入、歳出の減額。17年度の療養給付に係ります負担金、交付金の超過交付があったことから、これを精算し、償還するために歳出を増額すること。最後に平成18年10月に新設されます保険財政共同安定化事業の交付金の受け入れと拠出金を設定をするために歳入、歳出を増額することです。

それでは予算書の7ページをお開きください。まず歳入であります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金です。まず第1目療養給付費負担金、第2節介護納付金分現年分であります。782万4千円の減額であります。同じく第2目老人保健医療費拠出金負担金、第1節老人保健医療費拠出金負担金、1,078万3千円の減額であります。第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金、第1節医療給付費分普通財政調整交付金、353万6千円の減額であります。同じく第2節介護納付金分普通財政調整交付金、226万4千円の減額であります。

8ページでございます。第4款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金であります。第1節医療給付費分普通財政調整交付金、275万1千円の減額であります。第2節介護納付金分普通財政調整交付金、176万2千円の減額であります。第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目共同事業交付金、第2節保険財政共同安定化事業交付金、9,780万8千円の増額であります。

9ページです。第9款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入、第1節歳入欠かん補填収入、190万2千円の減額であります。

次に10ページをお開きください。歳出であります。第3款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金、第19節負担金補助及び交付金、4,408万1千円の減額でございます。次に、第4款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金補助及び交付金、2,515万9千円の減額でございます。次に第5款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第3目保険財政共同安定化事業拠出金、第19節負担金補助及び交付金、9,780万8千円の増額でございます。第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目一般被保険者償還金、第23節償還金利子及び割引料、516万7千円の増額であります。

12ページをお開きください。第8款第1項の中で、第2目退職被保険者等償還金、第23節償還金利子及び割引料、2,127万3千円の増額であります。第9款予備費、第1項予備費、第1目予備費、第29節予備費、1,388万円の増額であります。最後に第10款前年度繰

上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金、第22節補償補填及び賠償金、190万2千円の減額でございます。

それでは予算書の1ページにお戻りください。朗読をいたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上で平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
課長 号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原
案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決す
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については当委員会として
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第53号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会
計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第53号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)につきまして、ご説明いたします。まず、議案書を朗読させ
ていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

この補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により、ご説明させていただきます。まず6ページをお開きいただきたいと思えます。まず、歳入予算の補正につきまして、ご説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金では、補正前の予算額に34万5千円を増額し、計2億2,619万4千円とするもので、その内容につきましては、国庫負担金の介護給付費負担金におきまして、給付実績に対する法令で定める割合の負担金が歳入不足となっており、翌年度精算として平成18年度に不足額を受け入れることから、増額補正するものであります。次に、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金におきましても、補正前の予算額に21万5千円を増額し、計1億8,723万4千円とするもので、先の国庫負担金と同じ理由によります、増額補正するものであります。次に、第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、補正前の予算額に613万8千円を増額し、計693万8千円とするもので、平成17年度決算の確定に伴います増額補正をお願いするものであります。

7ページをお開きいただきたいと思えます。次に、歳出予算の補正につきまして、ご説明させていただきます。

まず、第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費では、平成17年度の国・県支出金の精算交付によります財源振り替えを行っております。次に、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、補正前の予算額に647万2千円を増額し、計1,308万8千円とするもので、平成17年度決算の確定に伴います、積立金の増額補正をお願いするものであります。

次に、8ページをお開きいただきたいと思えます。第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者保険料還付金では、補正前の予算額から3万1千円を減額し、計76万9千円とするもので、平成18年度の保険料還付未済金の確定によりまして、償還金利

子及び割引料の減額補正をお願いするものであります。次に、同じく第2目償還金では、補正前の予算額に25万7千円を増額し、計25万9千円とするもので、平成17年度において給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費負担金等を支払基金交付金から受け入れておりますことから、その精算還付のため、償還金利子及び割引料の増額補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが、議案第53号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案通りご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。木田委員。

木田委員 先日報道されておりました、服部1丁目のすずらんというんですか、デイサービスを行っておられた、その事業者に対して斑鳩町は何もそういう被害がなかったんかどうかという事と、それと介護認定受けておられて介護1の人がですね、要支援2になったというね、その判定はたぶんケアマネージャーがされたと思うんですねけども、その下がる、今回の制度の改定によってそういう風になったのか、足が悪いだけで自分の事は何でも出来るという事で下がってんと、本人は自覚しておられますねけどね。なんでそういう風に下がるのかなと。別に体も何もよくなってないのに、そういう制度の改定というのか、それによって下がる事によってサービスが、そんなえろ変わってないらしんですねけども、やっぱりそういう負担というのか、そんなんもちょっと増えたようなことを言っておられたんですけども、それはケアマネージャーがそういう

事を見て判断して、そしてそれを本人というのか家族におっしやっているのか、そこら辺の何が毎年毎年そういう事を見直しておられるのか、その点についてですね、お聞かせ願いたいと思います。

福祉課長

まずご質問いただきましたすずらんの件でございます。すずらんにつきましては、決算委員会でもご報告させていただきましたように、介護報酬の不正請求という事で、その規定の取消しが9月19日に行われるという事で聞いております。斑鳩町の利用者の被害という事でございますが、不正請求の際に県の方で調査をされました事で、斑鳩町につきましては不正請求という事例はございません、被害と言うのはございませんでした。ただ、その事業所を利用されておられます19名の方が斑鳩町でおられます。その方につきましては、その事業所の方において、あとのサービス利用所をあっせんするように、利用者の方がサービスを受けられなくなるようなことはないように、という事で対応してもらっています。また、福祉課の窓口におきましてもその利用者の方のご相談がありましたら、そういう方に相談のってサービスを受けることが出来ないというような状況にはならないというように対応して参りたいという風に考えております。

二点目につきまして、要介護1の方が要支援2または1に、認定が下がると言うのか軽くなるというような事例の事でございますが、これにつきましては委員さん申されましたケアマネが決めるというようなものではございませんで、要介護申請を行っていただきまして、従来、要介護審査会というのを設けておりまして、その中でその方の状況、また体の状況、家庭の状況を判断しまして、要介護認定を行っているところでございます。今回、この4月から要支援の充実という事で、今まで要支援という方が要支援1、2という風に認定の区分が変更になっております。その際に、今、要介護申請をいただきまして、要介護審査会におきまして十分検討した中で、その方の介護認定を決定していくという事で、今まで要介護1の方が要支援1または2になられたという事は、その審議の中でその方に区分が適当であるという事で決定されたもので

あります。

木田委員 審査会で決定されたという事なんですけどね、負担については、要介護1も要支援1、2も関係ないんですかな。同じくらいの負担で済むんですかな、それは。

福祉課長 個人の負担いただきます額につきましては、サービス利用料の1割という形になっておりまして、その負担につきましては要支援1、2また要介護1から5につきましても、全て同じ1割負担という事になっております。

(「認定の期間は。」との声あり。)

福祉課長 認定の期間でございますが、その方の状況にもよりますが、審査会で最長、認定期間は2年間という事で決定できますので、その中でその方の状況によりまして、1年という事もございますが、最長2年という形で決定しております。

木田委員 うちの母親の事についてなんですけどね、年も93になってて、介護認定受けたら介護認定なしという事で、健康でいてくれてはって結構なんですけどね、耳がちょっと遠いというのか、そんなんでテレビ付けてあっても、外まで聞こえるくらいの何でしておられるんですかね、介護認定と言うんですかね、それがどうも認定、判定と言うのか、難しいように思いますねけども、それはいろんな項目にわたって、それを全部総合して判断して、判定はしておられると思いますねけど、何か知らんけど、そういう区分というんですか、それがぱちっぱちっとうまい事決められるのは、ちょっとなかなか納得しにくいねけどね。やっぱり要介護、仮に1として要支援2、要支援1とかいう風な何に、どうも判定と言うのか、それが分かりにくいように思いますねけど、何かその判定される方の心情、そんなんは入ったらいかんのやろけど、何かそ

んなんもあんのかなという風に思いますねけど、普通から言って、悪くなったと言ったらおかしいけど、要介護1の人がそうして要支援2、1となっていくという自体が、私としてはちょっと納得できないねけども、これは法律で決まったことやから、致し方ないと、そういう風に断定されてしまったら何も言われへんねけども、何かちょっとそういうところが割り切れんところがあんねけども、それについては、町としては何とも致し方ないんやろうけども、それについて、何か出来る事は、本人にしていいただいたら一番いいのとは思いますねけども、それらについて、これからも町の方で事情というのか、そういう事をきちっと把握して頂いてですね、斑鳩町に住んでよかったとか、町長も常々いろんな所で言うておられますねけども、やっぱりここで生まれて育ってよかったって言うて、お年寄りに思ってもらえるような町をつくるために、我々も努力さしていただきますねけど、町の方としても努力していただいて、やっぱりこれからまだまだ高齢化社会が続くと思いますので、その為この介護というものについては、力を入れていただいて、出来るだけ後退しないように、私はお願いしたいと思いますねけど、それについて、今後ともそういう風にやっていただけるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

住民生活
部長

今、木田委員の方からご指摘いただいている件でございますけれども、私ども町の方で当然、そういう介護認定、申請に対しまして、個々の申請を調査をし、なお且つ主治医の意見書も見せていただいて、そして介護認定審査会の方へあげさせていただいております。それを、いろんな事を斟酌してもってあげていくと言う状況で、それを個々の方々の斟酌をするという事で、言われてるような状況にはなり得ないという事でご理解いただきたいと思います。ただ、お一人お一人の事情というのは調査をし、実施をしていく中で、また主治医の意見書等によりましてそれらも基にして作成もされる事ですので、それと認定審査会におきまして、それらの意見書、調査書を基にしてご審議もされてる状況でございます。一次判定が要介護1であっても二次判定で要介護2にある状況と

も把握される中で、色々その委員の中で協議をされる中で要介護2になつたりというような状況もありますので、町の方でどないかせよ、というような状況にはなれないという事だけご理解をいただきたいと思ひます。

木田委員　　まずね、介護の申請する場合、保健センターのケアマネージャーですか、その人と面会さしてもらいますわな。だから、そのケアマネージャーの方がまず一番初めにそういう事を、要介護か要支援とかいうふうな形の何を、必要であるかどうかという事を判定されるという風に私は思ひますねけども、それについては、そういうシステムというのか、それから判定員というのか判定会の方へ出されるのか、システムはそれで間違いないんですかな。

住民生活
部長　　今、言われてますように、まず調査員が調査をさせていただきます。それはソフトに調査する項目というのが定められておまして、それら等も色々調査をさせていただきますして、そして主治医の意見書等のこの2つを持ちまして、第一次の判定としてソフトにインプットします。それ、インプットされたものが一次判定として出て参ります。だから、調査員とか主治医が一次判定として介護度を判定するという事はございません。ソフトに調査書と主治医意見書をもって、介護認定審査会の方でその入力をさせていただきますして、一次判定が出てまいります。一次判定が出てきて、そしてそれをもって、今度介護認定審査会の方に向けさせていただきますという状況になりますので、調査員が判定を下すということにはなれない、という事でご理解いただきたいと思ひます。

木田委員　　ほんならね、主治医がおらへんという場合はどういう事になるんですか。町の主治医という事なんですか。それともある程度、年いっておられたらかかりつけの医者と言うのが主治医になるのか、その点についてちょっと。

住民生活
部長 今おっしゃっていただいていますように、主治医と言いますのはかかりつけ、その方が通常診ていただいておりますお医者さんが主治医という形であります。

木田委員 うちの母親の場合は何も主治医というのか、医者にかかっておらなかったという何ありますわな。だけど、町から返ってきた判定はですよ、要介護0というのか、なしという、そういう何が下ってきてるからね。そしたら主治医というものがないのに、そういう事が出てるという自体がおかしいのちゃうかなと、私はそういう風に思いますねけど。

元気でそれは嬉しいねけど、せやけど主治医と言うてはんに、それにかかってないわけですよ。だからそれを言うてるわけですよ。何も別に介護受けたいとか言うのはあらへんけど、その方が結構なんやけども、だけど主治医がおられなかったらでんな、主治医の判定もとか判断も言うてはるからですよ。そういうなんも、このケアマネージャーだけがそういう事をしてはんのかなと。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時50分 休憩)

(午前9時59分 再開)

委員長 再開します。
中井住民生活部長。

住民生活
部長 木田委員の方からご質問のあります審査会認定に係る一件の件でございますけれども、主治医意見書の方でその申請をいただいた時に担当のお医者さんの名前もご記入をいただいておりますので、その先生に対して主治医意見書の提出の要請も行っているという事でご理解いただきたいと思います。

委員長 里川委員。

里川委員 予算書の中で1号被保険者の保険料の還付金という項目があるんですね、8ページに出てくるんですけども。この還付ってというのは何で起こるのかなと思ってたら、私、自分の父が亡くなった時に特徴なんか2ヶ月分もらうと。斑鳩町、特徴なんか3ヶ月分もろてはるから、亡くなられたら先にもろてる分お返しせなあかんとかいうような状況になるとは思うんですけどね、たぶんそういうケースかなと思うんですが、そういうケース以外にもこのケースというのは考えれるのか、だいたいこの金額ってというのはどれ位の方、発生してるのかというの、ちょっとこの際ですので聞いときたいなと思うんですけど。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時01分 再開)

委員長 再開します。
西梶福祉課長補佐。

西梶福祉課長補佐 ただ今ご質問いただきました還付の関係で、他の理由はないかという事ですけども、重複納付されたり転出されたり、そういった形で何らかの理由で資格自身が前まで遡った方などに、こういったケースが生じるという事がございます。あと、件数ですけども、ちょっと今、手元に資料がございませんので調べましてご報告させていただきたいと思っております。

里川委員 年間どれ位の件数があるのかなというのは全体の被保険者のうち、こういったケースがどの程度の割合なのかというのは参考までに知っておきたいなと思いますので、あとからお願いしたいと思います。

それとですね、基金の積立の件なんですけども、非常にこれ、補正された額が大きくなってます。実は介護保険料、18年度からの3ヶ年の保険料設定の時には、基金の取崩しはしないと、今後の制度改正も見込まれる中で基金は温存しときたいんだという事の中で、保険料、斑鳩町は大幅な値上げにはなったわけなんですけどね、その後これぐらい補正、だいぶ余分に出てきて、積立金たくさんまだのせる事できたわけなんですけれども、今後の見通しの中でですね、保険料上がりましたでしょ、それから施設関係、ホテルコストとるようになったと、保険適用外されて保険料、保険で払わなくなってるわけなんですよね。更に制度変わって要介護1やった方が要支援1、2に移られる、サービスの質が変わる、それとサービスの限度額が変わる。実際今どうかと言ったら、地域包括支援センターで聞いてたら、なかなか使いにくいという事で、今まで使ってはった方が使われなくなってるケースも出てきてると。こんな中で、何か知らんけど介護保険の、そしたらこの会計ってだんだん楽になっていくみたいやなど、保険料多なってる割に、という風にどうしても感じるわけなんですよね、これまでより。ただし高齢者は増えますけどね、増えますけども、会計自体はどうなんやろうと。大変なってるのかなと思ったらこっだけ余剰金出てくるという中で、ちょっと保険料が高いという事もあるんで、この辺のところちょっと私は不満というか矛盾を感じてるわけなんですけど、これ、余剰金って言うんですか、基金の積立たくさん出来るような状況にあった場合ですね、横出しとか、そんな可能性って言うんですか、今後、そういう事ってあるのかどうか、その辺どんな風に考えておられるのか。積立金にしても今後の見通しとして更に積立金が、余剰が出てくる可能性が高いのではないかなと思うんですけど、その辺のちょっと見通しなりを、担当の方どんな風に持ってはんのか。先ほどの委員の質問のように、認定受けたけども、認定、体の状況だけで認定出て来ますから、その認定受けたけれども介護度が低いとかいう方もある、だけどもお一人暮らしで困ってはる方もあるというような不安を思ってはる、困ってはる、不安に思ってはるというようなケースもあるという中では、やはり横出しっていう可能性もあるのか、

それとも、いやいややっぱり介護保険は介護保険としてやるんや、高齢福祉は高齢福祉でそういう対応していくんやとか、何かあると思うんですけどね。そういう形のもの、ちょっとこの補正額見て私すごくちょっと強く感じましたので、お聞きしときたいなと思います。

町長 あらましだけ私の方から。あと詳しくは担当から言いますけども、これは里川委員ご承知のように、斑鳩町の場合は当初3,084円の設定から2回目の関係もそのまま据置いてきたわけです。基金も取り崩してやってきたわけです。今現在、この介護保険の協議会もやってる中で、里川委員も委員でございますから、そこで当初は4,000円を超える事については何とか3,900円位に抑えてほしいというご要望も十分お聞きしながらやってきたわけです。そして今現在のご質問ですけれども、私は何もこの基金が、積立てたやつを取り崩す事も今現在考えておりませんし、やっぱりこういう形でいつ何時そういう点については、非常のことが出てくるかも分かりませんが、今現時点でこういう状況でございますけれども、やっぱり基本的に考えますと、やはり介護保険制度というのはなかなか料金設定についても難しい問題があると思いますし、より慎重に取り組んでいかなかったら、ちょっとした事で変わって参りますから、そういう基本的な事をやっぱり十二分に介護保険運営協議会でも十分そういう審議をした中でやっていますので、基本的には私は積立の関係等については、取崩し等あるいは横出しとかというやつも考えておりません、という事だけお話しておきます。

福祉課長 今、町長が申されました答弁でございますが、里川委員さんをご存知のように第2期事業計画につきましては、5,000万円の基金の取崩しという形で保険料設定をさせていただきまして、その代わり第1期と据置きという形で額を設定させて頂いております。今回第3期事業計画を見直す時に、介護保険運営協議会におきまして、十分ご審議いただく中で、基金については取崩ししない、また事業の横出しまたはそれ以上のという形ではこの事業計画には反映していかないという形での事業

計画を設定していただきまして、現在の3,900円という保険料を設定しております。またこの計画、3年間と言いますものの、平成23年度までのこれからの高齢者の増加も考えました上での計画も、この運営協議会の中で十分、計画の中に盛り込んでいただいて、現在の保険料設定をしていただいています。現在18年度、6ヶ月経過した時点ではこの事業計画も概ね計画どおりに進んでいるところでございまして、まだ3年という計画の中では、どうかという判断はまだ出来ない状況ではございますが、今の6ヶ月については、概ね計画どおり進んでいくのではないかと考えております。

里川委員 基金を取り崩して2期の時に保険料、維持した、現行維持したというのも、そういう提案も私も実はさせていただいて、町の方はそういう決断もしていただいた、その事について非常に高く評価をさせていただいております。そして、さらには75歳以上の後期高齢者の保険組合の設立の問題とか、それとか介護保険の中へ基本健康審査をいれていこうとか、ほんまにいろんな動きあるんですよね。だから、町の方もほんとにどうなるか分からないと、介護保険がどこまでどないせなあかんのかという事が十分把握しきれてないという事では、今、町長がご答弁なされた、課長が答弁した問題について、私の方も理解はさせていただけると思います。ただし、2期の時のような決断を、今後このような形でいった時にまた3年経って保険料見直す時にですね、基金の方が十分にのってきた場合ですね、いろんな今、言いましたね。保険料上がり、ホテルコスト、軽度の方が使いにくいとか、この中でまた基金が十分な基金にのせていくことが出来た場合、またその時点では、その先の問題としてはまた十分検討を加えていただきたいという事だけ申し上げて、この項の質問終わらせていただきたいと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第53号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に継続審査案件についてですが、(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題と致します。理事者の報告を求めます。
西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります、(仮称)総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

前回の委員会後におきまして、事業の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。まず事業認定についてでございますが、その事業認定の申請を9月1日に県の方に行っております。その折に10月中旬には事業認定をいただける予定であると聞いておりますことから、その予定で現在進めております。また、用地買収につきましては、委員会でもご報告申し上げましたが、南側の用地を除きまして、北側の用地の購入を今年度中に行うこととしておりまして、このため公有財産購入費等の補正予算をお願いしておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。また、プロポーザル方式によります設計者の選定でございますが、6業者にプロポーザルの提出要請を8月10日に行っております。またそのプロポーザルの提案書の締切でございますが、9月8日となっておりますところ、6業者がすべてからその提案書の提出をいただいたところでございます。

この9月24日に開催しますプロポーザル審査委員会におきまして、6業者のヒアリング等を行いながら、またご審議をお願いし、設計者の選定、決定を行う予定でございます。また設計者が決まりましたならば、本年度につきましては、整備基本計画を基本に検討を行いながら基本設計、実施設計の作成を行ないまして、平成19年度の建設工事に向け進

めて参りたいと考えております。今後も事業の進捗状況につきまして
は、厚生常任委員会にご報告申し上げ、ご相談をしながら、より良い施
設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せましてご理
解とご協力の程よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画につい
てのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木田委員。

木田委員 プロポーザル業者、6業者という事なんですねけども、この6業者の
過去、町内施設色々と今まで建設してきておりますよね。その中でそう
いう町内の施設の設計に携わってこられた業者がこの中にたぶんある
と思いますねけども、それらの業者についてですね、どの業者がどの、
関わってこられた、あるいはもう全然この業者は何も町内の何について
は関わっておられないとかいう事、分かってると思いますので、それを
教えていただきたいと思います。それと、たぶんこっちの方でそういう
専門というのか、そういう事も判断してこういう業者を決められたと思
いますねけど、分かっておればですね、この業者さんがどここの、県
内だけでも結構ですねけども、そこでこういう施設を作られたという、
そういうとこまで把握はしておられると思いますねけど、それについて
1から10までは無理だと思いますねけど、分かっておる代表的な施設に
ついて、教えていただきたいと思います。

町長 6社というのは、安井建築設計でございますけれども、安井建築設計
はいかるがホールをされておりますし、また久米設計についてはこの庁
舎、中央体育館等を設計されております。その次の関係で内藤建築設計
というのは、保健センターとかいきいきの里の風呂でございますけど
も、これもやっております、石本建築設計については、斑鳩町ではご
ざいませぬけれども、他でたくさん、全国的にもなかなか優れた業者で

ございますから、そういう関係の仕事ですね、十分されております。県内業者という事で、やはり今回もこの福社会館等が大きな仕事であるという事で、斑鳩小学校の設計をした福本建築設計と、それからまた火葬場等をやった榊谷設計ですね、そういう事で県内からは2社、そして大手というのか、経審から考えますと全国クラスになる4社等を入れて、だいたい今回も最終的に建物としてはだいたい大きな建物がこれで終わろうという事で、プロポーザルの中で町内に関係のある過去設計していただいた業者、プラス石本設計を指名させていただいたという事で、この6社ともそういう点では、この福祉あるいはそういう点についても色々な経験をお持ちでございますから、十分いい発言を出していただいて、最終的に24日、審査委員の委員長でございます高田昇先生を中心とした6名の委員の方で選んでいただけたと思っています。

木田委員 全国的とか町内で関わったとかいう風に言うておられますねけども、県内で代表的に設計されたというようなところ、分かっていたら、一つずつでも結構ですので教えていただきたいと思います。上から順番で結構です。

助 役 先ほど町長も言われましたように、この大手の設計業者、また県内2業者につきましても、当然全国的には立派な施設を設計をしております。また県内の業者につきましても、県内外で立派な設計をしているという事でございます。我々は書類的にはそれを持っておりますけれども、すぐ報告するという事ではなしに、後日福祉課の方へ来て頂ければ、その内容を見て頂きます。

委員長 よろしいですか。

木田委員 もうそれで結構ですわ。立派なもの作ってはんねやったら、せやけど箱だけ立派やってもあかんからな。それだけ。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け了承したということで終了します。

委員長 次に、各課報告事項について、（１）議案第５１号、平成１８年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第５１号、平成１８年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）の内、住民生活部所管にかかります一般会計補正予算の内容につきましてご説明いたします。

まず、福祉課所管にかかります補正予算の内容についてご説明いたします。補正予算書の１０ページをお開き頂きたいと思っております。まず、歳入からでございます。第２１款町債でございます、第１項町債、第１目民生費でございます。これにつきましては、総合福祉会館建設事業債の２億１千万円の増額補正をお願いしているところであります。

次に１２ページをお願いいたします。歳出のご説明をさせていただきます。第３款民生費、第１項社会福祉費、第１１目障害福祉費でございます。これにつきましては、１０月１日より障害者自立支援法におけます地域生活支援事業の中で、身体・知的・精神障害者に対する相談支援事業を実施していくこととなります。この事業の実施につきましては、複数市町村による共同実施が可能なことから、広域７町で共同実施することになっております事から、その委託料としての所要額１１３万円の補正をお願いするものであります。また同じく民生費の第１４目でございます。（仮称）総合福祉会館建設事業費では、先ほど説明させていただきましたように、建設スケジュールの見直しを行ないまして、平成１９年度で竣工できる見通しであることから、その南側の駐車場用地を除きまして、用地買収を今年度中に実施するため、その所要額２億３１万９千円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、福祉課所管にかかります補正予算の内容につきまして、ご説

明とさせていただきます。

健康推進
課長

続きまして、健康推進課が所管します事項についてご説明申し上げます。12ページでございます。歳出です。第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目医療対策費でございます。福祉医療費助成事業の17年度の補助金で超過交付がございましたことから、それを償還するための増額でございます。259万円、償還金利子及び割引料で259万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして13ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、まず第2目感染症予防費でございます。委託料として、299万3千円の増額をお願いするものであります。麻しん、風しん予防接種の公費負担対象者が変更になったことによります接種者の増加に対しましての補正でございます。5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間に接種する第2期接種につきまして、18年度当初では、麻しん又は風しんの、どちらか一方の接種者は対象から外すとされておりましたので、当初予算には計上しておりませんでした。このたび国の方針が変更になりまして、これらが対象となったことから、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、第11目精神保健費でございます。委託料としまして、50万円の減額をお願いするものであります。精神障害者の相談につきましては、これまで精神障害者地域生活支援センターに委託をしておりましたが、先ほど福祉課の方でも説明がありましたように、10月以降は障害者自立支援法に基づく事業となり、障害福祉費でその委託料を計上するという事になりましたことから、半年分の50万円を減額するという補正をお願いするものでございます。

以上で、健康推進課が所管します内容についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第51号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することに致します。

次に(2)審議会等見直しにかかるまとめ(中間)について、理事者の報告を求めます。 中井住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、各課報告事項の(2)審議会等見直しにかかるまとめ(中間)についてのご報告を私の方からさせていただきます。資料1にありますように、この見直しにかかる調査表、そしてこの要綱という事で、基づきましてご報告、ご説明を申し上げます。委員皆さまには、ご周知をいただいておりますように、この見直しについてでございますが、それぞれの法令で議会から委員の選出が規定されているものを除き、原則として議会から委員の選出は行わない、という事を議会運営委員会で決定をされました。また、町といたしましても、定数も含め、審議会等の附属機関のあり方につきまして、検討を行う取り組みを行ってきたところでございます。その見直しにつきましては、5月の議会運営委員会に作業日程のあとのご報告を申し上げますとともに、最終的な取りまとめにつきましては、議会運営委員会で行っていただきたい旨のお願いも申し上げているところでございます。この見直し作業につきましては、ご配布をさせていただきます、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱を基にしまして、総務課長をリーダーに各課の課長補佐等がメンバーといたしますプロジェクトチームを編成をいたしまし

て、見直し作業を進めてきたところでございます。このほど、一定の検討結果の取りまとめが案として出てまいりました事から、住民生活部の所管で厚生常任委員会に関わります事項につきまして、ご報告を申し上げさせていただきます。資料1にございますように、見直しにかかる調査表でございます。そこにございますように、住民生活部で見直しにかかります審議会等附属機関につきましては、10の機関がございます。それぞれの機関をプロジェクトチームにおきまして、見直しの検討を行いました。その結果、1. 斑鳩町民生委員推せん会並びに8. 国民健康保険運営協議会の組織並びに委員選出につきましては、法令におきまして規定がされております事から、引き続き現行のままで運営をすることといたしております。また、2. 斑鳩町保育所運営委員会でございます。平成12年度までは委員といたしまして、議会から選出をお願いをしておりました経緯がございますが、平成13年度からご審議をいただく場としても厚生常任委員会ともある、といったご意見もいただいた事から、規則の改正をさせていただきますして、現在は議会からの委員の選出をしていただいております事から、当該委員会につきましても、現行の形で運営をさせていただきます事といたしているところでございます。次に3. 斑鳩町立老人憩の家運営委員会、5. 斑鳩町次世代育成支援地域協議会、6. 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会、10. 斑鳩町廃棄物減量等推進審議会につきましては、条例、規則に町議会議員という選出区分が明記をされております事から、議会議員の選出をお願いを申し上げてきたところでございますが、今回、この要綱に基づきまして見直し結果にもございますように、議会議員の選出を除くことといたしております。この事から条例、規則等の改正が必要となってくるわけでございます。次に、4. 斑鳩町介護保険運営協議会、7. 斑鳩町地域包括支援センター運営協議会でございます。条例や要綱におきまして町議会議員から選出を行うという明記された条文はございませんけれども、現在、知識や学識を有する選出区分から議会議員の選出をお願いを申し上げてきているところでございます。このことから、この2つの協議会につきましても、要綱に基づきまして、議会議員の選出を除くことといたして

おります。この事から条例、要綱の改正が必要となってくるわけがございます。次に、9. 斑鳩町健康づくり推進協議会でございます。この協議会につきましては、議会議員の選出はございません事から、定数や組織のあり方について、検討を行うこととされます。その結果、現在15人の委員定数を5人減の10人で見直し結果として取りまとめが行われたところでございます。

以上が、住民生活部にかけられます審議会等附属機関の見直し結果でございます。本日、中間の取りまとめの見直し結果のご報告を申し上げ、これにつきまして委員皆さま方から賜りましたご意見をプロジェクトチームに持ち帰りまして、再度検討を行い、実際の取りまとめを行いまして、議会運営委員会で最終的な取りまとめをいただくことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。その後、関係条例の改正につきましては、12月議会に上程をさせていただく考えでございます。それとともに規則の改正につきましても、会期中の委員会に提出をさせていただきたい、このように考えております。なお、参考にプロジェクトは今まで3回、7月から以降、3回のプロジェクトチームの開催をさせていただいております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木田委員。

木田委員 一つだけ。3の老人憩の家運営委員会を、議会の何を除くという事なんですけども、別に除いても差し支えないのかなという風にも思いますねけど、まず、老人憩の家が存在しておるというのは、やはり焼却場、鳩水園の補償工事で出来たという、それを踏まえてですね、やはり運営をやっていっていただかなければですよ、ずっと経緯っていうのか、流れまで知った人を委員の中に選出してもらわなければですね、何でもかんでも要求する、またやっぱりそういう事情も分からないというような方を委員になっていただいたらですね、どういう事になるのかちょっとその点は心配なんですけど、それについて、そういう心配はないという

風に考えたらいいいんですかな。

福祉課長

ご質問いただきました斑鳩町老人憩の家運営委員会につきましては、委員さんが申されましたように、その他、学識経験を有する者という形の中で、今現在、各自治会の方からその代表者を委員さんとして委嘱して審議をいただいているところでございます。その委員さんにつきましては、当然、今委員さんが申されましたように補償工事という形での運営という形も十分ご理解いただいているという形で理解しておりまして、今後もそういう形での委員の委嘱につきましては、配慮して参りたいと考えております。

木田委員

私、その中の委員さしてもろとったんですけど、私の委員会って言うんですかな、その中で焼却場と東老人憩の家の油の何ですか、それが共同でされておるという事ですね、採算っていうのか一人当たりどれ位の経費がかかんのかという事は、まず分かりにくいという事ですね、それを何とか分けて出来ないかなという事を申し上げたんですけど、それについて、今のところどういう風な考えでおられるのかでんな。やはり一施設のそういう、費用対効果を考えた場合ですね、一ヶ月分っていうんですか、それだけを負担しておられるという事なんですねけど、そうしたら、何か同じ施設の中にあるからという事でどんぶり勘定みたいになってるのは、ちょっとおかしいの違うかなと、私はそういう風に思うんですけどね。だからそういう事を、何人入られてどんだけ費用かかって、という事をやっぱり、費用対効果を計算するうえにおいては、それは重要な事やと思いますねけど、それについてですね、今のままで、そら費用もかかると思いますねけど、やっていった方がいいのかどうかについて、私は今までそれを申し上げたんですけど、それについて、どういう風な考え方をしておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

福祉課長

今、ご指摘の老人憩の家の運営について、どれだけ把握して、どのよ

うに今、考えているかという事でございます。先に、前に委員さんがご指摘いただきました重油の件でございます。これにつきましては、今委員さんがおっしゃられてますように、重油のタンクにつきましては、施設内に1ヶ所という形で共有で使用しております。ただ、その使用料につきましては、個別に老人憩の家が使った重油の量が分かりますように、個メーターをつけて検針等をして、その量を把握しているところでございます。その量を、重油を入れる際に最終的に老人憩の家で一括して購入する分を、決算の時に報告した分につきまして、委員さんがご指摘いただいたという風に理解しております。それにつきましては、今言いましたように、個メーターで年間の量を把握しまして、最終年度末にその総量を計算しまして、その分を老人憩の家運営費の中で支払いしていくという形で、きちっと精算をしているというところでございます。また、電気、水道につきましては、それぞれ老人憩の家のメーターが付いておりますので、個々について、その確認を出来る状況であります事から、今おっしゃられました一人当たりの運営費につきましても、今現在、積算量また重油また電気、その他の積算に基づきまして、計算して把握して参りたいという風に考えて降ります。

木田委員　そしたらね、決算委員会も終わったことやから、今現在、昨年度ですね、一人当たりの費用というんですか、それがどれ位かかってんのか、教えていただきたいと思います。

福祉課長　老人憩の家で使用いたしました決算額については把握しておりますが、申し訳ございませんが、その一人当たりの金額につきましては、今現在手元にはございません。後ほどまたご報告させていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長　　里川委員。

里川委員　私はこの見直しにかかる調査表で概ね議会としても、いろんな意味で

総合的に考えて、議員が町長が招集される町の審議会や附属機関等に行くことは、やはり好ましくないであろうという事で、考えて結論を導き出していますので、こういう風にやっていただくので、私は結構かと思っておりますが、ただ、この中でですね、町の方で要綱、整理ある程度されてる中で、委員の数は実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、原則として10人以内とする、という事で第5条の方で、そういう風に挙げておられるんですけどね、数については、9の斑鳩町健康づくり推進協議会は15から10にするんだという協議中だと、調査見直し結果出てるんですが、他のところについて、問題が発生してくるのかなと思うのが1のところですね。それと、3については、議会から2人行ってますので、議会から2人行かなければ10人という事で、10名以内という事にはなるのかなと、それはそういう考え方でいいのかなと、今ちょっと思ってたんですが、1については、要綱等見た場合、法律で定められている機関ですので、ここらはどういう風に考えられたのかという事を、ちょっと確認だけさせといてもらいたいと思います。

福祉課長

1の斑鳩町民生委員推せん会についてのご質問でございます。これにつきましては、委員もご承知のとおり、民生委員法によりまして、その推せん会の委嘱の構成が定められております。その中で、民生委員という形で上がっておりますことから、今回につきましては、法律等で定めておるという事でございますので、民生委員を委嘱して参りたいと考えております。また、人数につきましては、各構成委員から2名という形で今現在定めております。7構成団体がありますので、かける2という形で14名という形で町の規則の方で定めております。これにつきましては、それぞれの構成から1人以上は必ず出なければならないという形になっておりまして、7名か今町が定めております14名という形に、どちらかになるという事でございまして、今後、その形につきましてまた検討していただきたいと考えています。

里川委員

今、数の関係をお聞きしたんですが、更にこの1につきましては、民

生委員推せん会として、法律で決められて町が持つてんとあかん機関なんですけれども、ただ、これ非公開になります。非公開になるっていう事は、非常に民生委員さん、この地域の民生委員さん、この方でいいのかどうかとかいう、その話色々、プライバシーに関する事も出てくるとい事で非公開になっているこの推せん会のあり方なんですけれども、実は民生委員さんの仕事とかがよく分かるように、推せん会に民生委員そのものも法律の中で入れるようになってるわけなんですけれどもね。ただ、法律では民生委員となっておりますが、斑鳩町の民生委員推せん会の開催状況見てますと、中身は分かりませんが組織図見てますと、いつも民生委員の代表者なり、会長なり副会長なりが入ってはって、別にその方が任期がいっぱいになってお辞めになる方で、そういった方が入っておられて、会長でも副会長でもどなたでもいいんですけどね、任期がいっぱいになって、その方が入っておられて、色々検討していただくという事であれば、非常に自然であるかなという風には思うんですが、その方は任期がきても更に続けてやるんだと、いくんだという方が推せん会に入っておられるという事について、どうも形としては不自然に思えて仕方がなくて、県の方の指導がそういう風になってるんだ、という事で町はずっと言うてはるんですけどね。でも法律を読んだら民生委員としか書かれてないのに、なぜそうなってるのかが、今までちょっとどうしても私も納得しにくいなと、それは本当に公平な推せん会と言えるのだろうかという事をずっと疑問に思ってたんですけども、その点については今回、付属機関の見直しの中で、その点、今までに危惧されてた点についても、何か議論をしていただいたのかどうか、そこをちょっと確認さしていただけますか。

福祉課長 委員さんが指摘されておりますように、民生委員の委嘱につきまして、今、町の方では、要綱等にそういう形で定めてあるという形でもご答弁させていただいております。県の福祉政策課の方にその事について、福祉課の方からも問い合わせをしております。その民生委員、児童委員選任要領というのが県の方から前回の一斉改選時に市町村を集め

ました説明会の中で、配布されたという事で、町はそれに基づいて行っておるわけですが、それについて、問合せを行いました。その中でこの要領につきましては、国のほうから示された要領であるという事でございまして、県の方もそれを抜粋して一斉改選時に説明をしたという風に聞いております。その中で、町のこれまでの民生委員の委嘱という形でもご説明をした中で、県下が、ほぼ全市町村が民生委員協議会の会長、副会長が現在、推せん会の委員に委嘱されているという状況でもございますという事を聞かしていただきました。この事につきまして、また県へも町の今の考え方等も要請を行いまして、また町としましても、必ず法令等から読みます限りでは、会長、副会長でなければならない、という風には判断できない事から、次回の民生委員推せん会の委員委嘱時には、十分その事につきまして検討して、考慮してまいりたいと考えております。ただ、現在のこの民生委員推せん会の委員さんにつきましては、3年間の任期がございまして、8月31日までという任期がございまして、またこの民生委員推せん会を市町村に常設しなければならないという風になっておりますことから、この8月31日までは現在の委員さんでお願いしていこうという風には考えているところでございますが、次回につきましては、そういう形で十分検討してまいりたいという風に考えております。

里川委員 常設しなければならない、法律に則った、本当に重要な機関であるのなら余計に、本当に公正な機関と言えるのかどうか、そここのところについて、十分間違いのないように、いろんなご意見もいただいていると思いますので、検討をしていただくこと、更にお願いをしときたいと思います。

それと、9の協議会なんですけど、これはこっちの要綱に基づいて15から10にするんだと、委員数ね。おっしゃっておられるんですけど、それは十分な論議をするのに、たくさん人数がおればいいという事ではないという事、私も十分よく分かっています。割と発言しやすい会議になってたら、あんまりぎょうさんいいたら、皆さんに発言してもらいに

くという状況もあると思いますので、基本的10人でもいいと思うんですが、ただし、この健康づくり推進というのは、これからの高齢化社会、そして団塊の世代の方たちが現役を退かれるという時代の中で、非常に重要な問題であるという事を、私は考えてるんですね。出来るだけ定数10で検討していただくのは結構ですけども、この中身ですね、協議会の委員さんについては、十分にいろんな事を分かっておられる、いろんな方面からご意見を集められる委員構成となるように、ご配慮の方していただけるようお願いをしときたいと思いますが、この10人になる事について、だいたい、どういう風にお考えになっているのか、今の段階でこの調整する時のお考え、あったのなら、ちょっとお聞きしとこうかなと思います。

健康推進
課長

健康づくり推進協議会の現在のメンバーの任期につきましては、今年の4月に委嘱をさせていただいたばかりで、任期は2年となっておりますので、あと1年半は現行通りで協議会の方を行っていただく事と考えております。この1年半の間に次期協議会のあり方という事を考えていくという事になろうと思います。その中では、これまでもこの協議会の中では健康いかるが21計画を策定するための意見をいただいたり、あるいは現在でも健康いかるが21計画の見直しを行っておりますけれども、この協議会でいろんなご意見をいただいているところでありますが、やはり委員もおっしゃいましたように、15人という数になりますと、なかなかお一人お一人の意見が、細やかに聞くについては、もっと綿密な事を聞かなければいけないという事で、そういう計画を策定する際には、この協議会のメンバーと更に関係団体なり、学識を持っておられる、保健に精通されておられる方を加えた中で、ワーキンググループというものをつくって、最終的にこの協議会で決定というわけではないですけども、大きな方針としてご提示していただくという事になっております。従いまして、これらの定数を減らしていくにつきましては、そういうような、これまでのやっておりますようなワーキンググループの活用も一つの方法であるのかなと。協議会というのは大きな方向を定

める、いわゆる決定機関であって、更にもっと細かい事はワーキンググループも作っていくというような、現在も実際にはやっておるわけですが、そういうような体制も一つの方法かなという風に考えております。ただ、これらについても、現在、所属されている協議会のメンバーの方のご意見も色々であろうかと思しますので、そのあたりも聞きながら、一年半先になりますけれども、それに向けて色々と考えていきたいという風に考えております。

委員長 11時5分まで休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時05分 再開)

委員長 再開します。

次に(3)後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設立について、理事者の報告を求めます。植村健康推進課長。

健康推進 それでは、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設立について、
課長 ご説明を申し上げます。

先の6月の本委員会で、後期高齢者医療制度の概要を説明いたしました際に、この制度に係ります広域連合の設立準備委員会を9月頃に発足させるという説明をしておったと思います。このたび9月1日に広域連合設立準備委員会を発足させまして、その事務局を橿原市の奈良県市町村会館内に設けましたので、そのご報告と概要についてのご説明をいたします。

資料2をご用意させていただいております。準備委員会は、決定機関であります委員会、その補佐的な機関である幹事会、あと常設の事務局と調査研究会から構成される事となっております。決定機関の委員会は県下の20人の市町村長からなります。全市長の12名、それから県下の代表町村長の8名でございます。生駒郡からは、秋田三郷町長と小城

斑鳩町長がその任に当たることとなりました。会長は藤原奈良市長でございます。また幹事会は、委員会の委員が所属する市町村の担当課長級で構成されることとなっております。委員会の実務的な補佐を行うという事となっております。常勤の事務局であります。10名体制で行う事となりました。市から6名、町村ですね、町から1名、これは河合町でございます。それから国保連合会から2名、県から1名、それぞれ派遣をしていただきまして、10名で事務局の業務にあたっていただくということになります。市町村の担当者レベルで、資料2の一番下でございますが、調査研究会を設けまして、制度移行のための調査研究を行うこととしております。今、当面の課題としましては、資格管理保険料とかの部門、保険給付の部門、そしてシステムの回復の部門という風に考えておりますが、これらについては、随時テーマを定めまして研究を行っているという事でございます。このような形で9月1日に正式に設立準備委員会を発足いたしました事をまずご報告させていただきます。準備委員会の当面の最も大きな業務といたしましては、広域連合の規約の制定に係るものがございます。ご承知のように広域連合の設立のための規約と言いますのは、構成市町村全ての議会の議決を得なければならないという事から、規約案につきましては12月議会に上程する考えを持っておりますのでよろしくお願いいたします。また、この設立準備委員会設置にかかります費用であります。これは県下市町村で負担をすることとなっております。費用の主なものは、事務局職員の人件費、あと庁用備品などがございます。これについての本町の負担金につきましても、12月の議会で補正をお願いしたいと考えておりますので、規約の議決とあわせてよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、広域連合設立準備委員会の設立についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者の方から報告はございませんか。
小城町長。

町 長 かねがね、昨年でしたか、知的障害者からグループホームの町営住宅
関係等の陳情をされておりました、今現在私どもとしては、興留東の町
営住宅等の関係の所でという事で、担当とも話をしておるんですけど
も、それにいたしましても興留東の今現在、入居しておられる方のご了
解をやっぴりとらなければいけない事もございますし、そこも老朽化も
しておりますから、仮にそこでしていこうとするならば、解体の補修を
していく事もしてやらなかったら大変だと思いますので、そういう事も
含んでまとまり次第また、当然これから話をしていくわけですから、今
すぐ簡単にどうという事ではないと思いますけれども、出来るだけ早く
まとめていこうという風に。現在、興留神社の前で陽だまりの家をやっ
ておりますから、その近くの方がいいかなと。現状から考えますと長
田とかあるいは目安団地とかあるいは追手ありますけども、ここは当然
皆さん住んでおられますから、そういう事はちょっと不可能であるとい
う事で、興留東のところを今現状から考えておるという事だけ、報告さ
せていただきます。

委員著う 他にございませんか。 阪野住民課長。

住民課長 去る9月7日でございますが、平成15年2月1日から当町の住民課
の方で運営しております戸籍電算システムの立ち上げ並びにシステム
の運用と保守点検を今日まで委託しております富士ゼロックスシステ
ムサービス株式会社から電話で連絡がありまして、富士ゼロックスシス
テムサービス株式会社の本社派遣協力社員、東京都でございますけれど
も、派遣協力社員が戸籍情報を持ち出しネット販売で第三者に売却、そ
の情報を購入したとされます第三者が、8月8日と8月10日に富士ゼ
ロックスシステムサービスを訪れ、「戸籍データです。御社が

開発したものですね、漏れたら大変ですね。」と恐喝したという事で、同容疑者2人が逮捕されたという報告がございました。翌日の新聞にも掲載されたところでございます。なお、今回流出したとされますデータは現在、証拠資料として警視庁捜査1課が押収しているため、データの中身については、そのデータが本物であるか、また偽物であるか、どのようなものが含まれているのか、会社としてはまだ確認できないため、状況が分かれば今後直ちに各市町村、自治体に連絡を入れるという事でございます。今日までの状況でございますけれども、確認できております最終の情報でございまして、また状況等が変わりましたら、その都度ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしておきます。以上でございます。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 今の説明でちょっと分かりにくかったんですが、容疑者は恐喝に来て、容疑者は逮捕されたという事なんですが、その富士ゼロックスシステムサービスのどの社員がそれを流出したかという事で、社員の方の状況はどうなっているのか今、掴んでおられますか。

住民課長 今、確認できておりますのは、各自治体、各市町村ですね。そちらのほうに派遣されましてシステムの立ち上げとか保守、点検等に関わっている職員という事でございます。

里川委員 そしたら、という事は流したと言われる方については、限定されているという風に、そういう風に掴んでおられる。そういう仕事に従事してたという事は。

住民課長 最初の報告で申し上げましたように、現在持ち出しされているデータが、それが本物であるか偽物であるかという事も、まだ現在確認出来ておりません。当然、その職員につきましては、会社のIDとかパスワード

ドによりまして、戸籍作業を行う工場内には立ち入る事が出来ませんし、あくまでも各自治体に出向いて行って、戸籍システムの立ち上げの機器の点検とか設定を行うという職員でございます。本来的には直接、戸籍とは関わるような職場には居てなかったという事です。

住民生活 富士ゼロックスのシステムサービスで派遣されている社員であるという事はその会社自体が限定して、容疑者として確認できてるという事です。その派遣社員としては、1名が富士ゼロックスシステムサービスへ派遣されている社員という事で、それもはっきりと1名だけがはっきりと決定されています。恐喝容疑で逮捕されている2名のうちの1人という事で限定されております。

里川委員 関わった人間の方も分かっているという状況のようですので、あとは斑鳩町のデータがどうなのかという事。先ほど課長が言われましたように、本当に大切なデータですので、あと、ずっと状況の把握をしていただくように、お願いしときたいと思います。

委員長 他にございませんか。
以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたという事で終わります。
続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

木田委員 9月4日の議会初日やったと思いますねけども、町へ持ち込んどる事業所ごみの車がですね、うちの前、そして東福寺の来来亭の前の国道、そして愛眼の眼鏡の国道のそこへ、ものすごい強烈な異臭を放つ污水というんですかな、収集車の污水を垂れ流して行ったという、そういう何があるんですわ。だから、その収集車、わし出て行く時やったから、その収集車の運転手に水貸したるよって掃除してくれって言うたら、その運転手居直ってでっせ、わしみたいな、そんなもん知るかて。ほんで町

へ来て一応そういう事言うて、町の係りの人も行ってきてんけども、そのあとですな、その収集会社の社長が来てでっせ、いや、あっちでもこっちでも、今言うたように、あっちでもこっちでもそういう苦情が出て、えらいすんませんでした。とは言うてきはってんけど、やっぱり収集する、そんなんもちろん事業所のごみみたいなん、水も搾らんと、何か知らんけどそういう飲食店とかそういうところのごみも持ち込んでると思うねんけども、そういうので非常に迷惑してるわけですよ、そうですね。今まで町の収集車がそういう事があって、わしも何回も言うたから、今やったら水切って貯めるタンクか何かを、町の収集車は付けてるわけですよ。そしたら、そういう風なんも撒き散らさんと済んでるわけですよ。だからやっぱりそういう事をきちっとできるような業者じゃなかったらね、もう町が一切取らへんと、それ位の強い何でなかったらね、わしかてあそこへ住んでて、そういう事ばかりされたら気に入らんですよ、ほんま。

助 役 本町は事業用のごみの収集を業としてるものが持ってくる場合は受取りはしておりません。事業主が直接持って来られるものについては、受取りますけども、業とされている方がごみを収集して衛生処理場に事はないという事です。

木田委員 そんなんやったら、収集して来た車、乾さんなんか来てくれて知ってると思うけど、それは個人の何でんのか、違いますやろ。やっぱり事業所でとって来たごみを持ち込んでるわけですよ、それをこぼして行ったんを、町の収集車の運転手が見てでっせ、この車が撒いて行きよったって、ちゃんとそれまで言うてるはるわけですよ。助役さん今言わはったけど、あれ、ほんならあの車、収集車は何ですか、あれ、持ち込んでんの。

助 役 私は、その状況わかりませんが、そのような事は町は受けておらないという事で、我々は確認しております。

木田委員 そんな、持ち込んでない、っていう事はおかしいの違いまっか。グリーン色の車がちゃんと持ち込んでますやんか。

環境対策課長 ご指摘の件でございます。この件につきましては、事業所のごみにつきましては、委託と言いますか、ここから頼まれて持ち込んでいるという状況でございます。これにつきましては、私どもの方で調査いたしました。飲食店の関係でございます。この水分がちょうどパッカー車の中に貯まるように出来てます。これがカーブをきることによって、溢れ出たという現状でございます。これにつきましては、特定されますので、その業者につきましては十分指導して、今後このような事がないようにという風に指導さしていただいております。

木田委員 だからね、町の何でもそういう風にですな、まあ言うたら助役さんとかとでっせ、係の者とこんだけ意見が違うわけですやんか、そうですやろ。持ち込んだらあかんものを受け取ってるわけですやんか、そうですやろ。その為にうちらかて迷惑してるわけですやん。だからやっぱりその点のどこ、きちっとやっぱりしてもらわんなでんな、迷惑かけられてでっせ、はいそうですか、って、そなん業者それで儲けてるわけですやん。他のところやったら取らへんから斑鳩町へ持ち込んで取ってるわけですやん。そういう事ではわしはいかんと思いますわ。

委員長 今、私も聞いてまして、芳村助役は持ち込んでないと。植嶋課長はそういう業者が居てですね、確認してると。今後、指導しているとお答えになったんですね。ですから、していると言うか、私もグリーン車が停まっているのは見ます、現場でですね。ですからそういうのがあったら、もう少しきつい形で指導するかですね、しないと、またこういう事起こると。現に被害に遭ってらっしゃる方いるし、他にも声は出てないけど恐らくだいぶ皆さん異臭を感じてらっしゃるのではないかと思うんですね。そういう意味では町としてこういう車に対して、しっかりと

指導していただくという事については、いかがですか。

町 長

我々、やっぱり助役も申しましたように、事業所が持ち込むという事は当然の事ですから、以前からそういう事があったんです。これは絶対に事業所のごみは自分とこの車で持ち込んでくれ、という事ではいかなかったら、業をなさってる方、今、木田委員もおっしゃるように、業をなさっている方が持って来られたら、町のこの焼却場は潰れてしまいますよ。だから決定的に我々ずっと事言うてたんですよ。担当課が注意しながらずっときてんのに、今簡単におっしゃるけど、業としてたらずよ、結局今の仮に料金体系でいかれたら、当然かなりの金額で、事業所のごみを取っておられるわけですから、そういう事を我々の焼却場を使われたら、以前にも他の市町村もあったんですよ、高田市もいろんな関係で。そういう事をやっぱり考えたら事業所は持ち込んでいただくのは、自分の町ですから当然のことですよ。だから、自分とこの車を、名前書いていただいてそこへ持ち込んでいただくという事をしていかなかったら、これもう明らかに、今、木田委員がおっしゃるような事もございいますから、そういう事を徹底しなかったら、もう1社が出たら必ずみな来ますから、そういう事を私はかねがね言うてるんですよ、担当に。そのことがだんだんとこれ、業の車が増えてくる、聞いたらもう必ずみな来ますよ、斑鳩へ。そうやってきたら、この焼却場、地元の方々にごみゼロにしようという事で、一生懸命取り組んでる町民の方々にですね、非常に迷惑かかってきますから、その事については我々としては、やっぱり斑鳩町で業をなさっている方はもう当然、仮にジャスコのごみが出たらジャスコから当然持って来られたら、うちは受けますけども、それ以外の業としてる車で、委員長おっしゃるようにグリーン的車入ってるとか入ってないとかそういう事自体は、やっぱりちゃんとけじめをつけんと、木田委員がおっしゃるように、水を垂れ流して事業所が臭気を立っているという事を、その事を現場の担当職員が言うてるという事じゃなしに、やっぱりはっきりとこれからまた、させていただきたいと思えます。

木田委員　とにかくでんな、きちっとやってもらわんなでっせ、やっぱりそんな
ん、町の上層部と課とでっせ、そんなん言うてる事が違うようやったら
おかしいですやんか、そうですやろ。だからその点をやっぱりきちっと
してもらうように、これはもう頼んどきますわ。

委員長　木田委員からありましたように、環境対策としてですね、今後しっか
りと徹底してやっていただけるようお願いします。
他にございませんか。　里川委員。

里川委員　私、3月に介護保険の認定の中で、重度の方について、障害者控除と
れるように、という事をお願いをし、そして斑鳩町の方もそれが実施で
きる方向で、よそからは遅れましたけど、よその市町村、もっと早くや
ってましたけど、遅れましたけど斑鳩町もやる、という事でした。先の
一般質問をお聞きしてる中で担当の方へ質問者が聞きに行った時に1
2月の広報で掲載するというような事を聞いて、一般質問の中でそうい
う発言があったと思うんですけども、私としては、お勤めになってる
方の年末調整の関係もあると思いますので、できるだけ早く、そして新
たに取り組むことですから、広く出来たら本当に繰り返しでも広報して
いただきたいくらいだなという風に思ってるんですが、この件について
は、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいなど、どういう風に啓
発をしていただけるのか、お尋ねしときます。

福祉課長　障害者控除対象者の認定書交付に関する要綱につきましては、委員が
ご指摘いただきましたように、この4月から斑鳩町は施行しておりま
す。これにつきましてはの周知でございますが、先ほどありましたように、
12月広報という事で担当は当初申したようでございますが、現在考え
ておりますのは、10月のお知らせ版で出来るだけ早く周知を行ってま
いりたいという風に考えております。また、窓口におきましても介護保
険等の認定等の際にも、またそういう制度がございます、という形でも

周知して参りたいと考えております。

里川委員

私、この質問させていただいた時に、遅れたけれどもやっていただけるのであれば、啓発、周知についてはきちっとやってくださいよという事をお願いをしたつもりだったんですが、ちょっとその点で私の意図がちゃんとうまく伝わってなかったのかなと思ったんで、確認をさせていただきましたが、その辺については十分な対応をしていただきたいと思っております。特に重度の方をお世話しながら、老老介護というのか、比較的同時年金暮らしなされた方が親を看ておられるとかいうケースもあって、今回住民税なども非常に上がったりにして、色々町の税務課の方にも問い合わせなどもあったという事もあります。ですからそうやってご家族で一生懸命なされている場合、そういう風に少しでもこういう事については、適用させていただけるという事を皆さんに知っていただいて、介護も頑張らせていただけるようにしていただきたいなと思っております。

それともう一点なんですけれども、障害者自立支援法そしてまた介護保険、これらについてもいよいよ10月から色々細かいところで、地域支援事業であるとか、そういう形の事業の展開の中で、変更になってくる問題があります。私も一般質問しましたけども、自立支援法について、特に視覚障害者の場合ですね、外出支援の場合でも低所得者層は50%の減免を考えているという事をご答弁いただきましたが、こういうものについて、要綱が必要であろうという風に、私思ってるんですね。介護保険にしろ障害者自立支援にしろ、出来るだけそういった要綱や規則、条例以外のものでも極力やはり委員会にも示していただきたいというのは、ずっと私、この委員会の中で言い続けてきてると思うんですね。けど、今回見てましたらまだそれらの要綱が現状、出てきていない、まだ資料として見せていただけてないような状況なんですけど、これについてはどのようにしていただけるのか、確認をさせていただきます。

福祉課長

今、委員の方からご指摘いただきました障害者自立支援法の施行に伴

います、この10月から始まります地域生活支援事業についての要綱等のことですが、これにつきましては、ご心配かけておりますが、今10月施行という形で、今現在作成に取り組んでいる状況でございます。サービスが受けられないという事になっては大変な事でございますので、それまでには作成制定をしていくという形で今取り組んでおります。ただ、10月からの完全実施という事での広報につきましては、10月号の広報に載りまして、周知していこうという風に考えておりますので、また窓口におきましても、そういう利用者の方に混乱等が生じないようにという形で、サービスにつきまして十分ご説明して参りたいと考えております。

里川委員　　こうやって制度が変わる中で、ずっと言うてます、障害者自立支援法については、本当に180度大きくポーンと変わってると。そんな中で体制も、大変な体制の中でこれを立ち上げ、努力して頂いてるという事については、私は認識してるんですけどね、けれども住民側から言えば、国が決めてきた、それでなかなか政省令下りてこーへん。体制もなかなかとりにくい中で、けれども利用者にしたら切実な問題です。我々議員としても住民代表として、こういう風にここへ来させていただいて、いろんな住民さんの立場に立って、考えなければならぬ時に、やはりそういう要綱などを示していただかないと、どうなるんだ、こうなるんだ、という事がはっきりして来ないですね、聞いてるだけやったらね。出来るだけやっぱりそういう行政としては、そういう要綱や規則や条例をもって施策を行っていくというのが基本だと思いますので、本当に日にち迫っております。ここからの回転もあげていただきまして、10月実施に向けて、より住民の皆さん方に周知できるように、体制を持って行っていただけるように、お願いをしときたいと思っております。

委員長　　他にございませんか。

その他についても、これで終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、

当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長においては、先進地視察計画書のとおりと手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。また、先方に対しての質問事項については、9月末までに事務局の方にご提出いただきますようお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうも皆さんお疲れ

さまでございました。

(午前11時36分 閉会)

